

司法修習生指導要綱（甲）

第1章 総則

第1 （司法修習の意義・理念）

司法修習生の修習は、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等を前提として、学識の深化を図り、これを実務に応用できる能力をかん養することを目的として、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させることを中心として行う。同時に、司法修習生の指導に当たっては、法曹としての高い識見と法曹倫理を含む職業意識を身に付けさせ、法曹となるにふさわしい品位を備えさせ、その社会的使命を自覚させるように留意する。

第2 （司法修習において養成すべき能力等）

司法修習においては、法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させることに重点をおいて指導する。

第3 （司法修習の構成、期間及び順序）

- 1 司法修習の構成及び期間は、次のとおりとする。
 - ・ 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会（以下「配属庁会」という。）における実務修習

ア 分野別実務修習	8 箇月
イ 選択型実務修習	2 箇月
 - ・ 司法研修所における集合修習 2 箇月
- 2 前項の各修習の順序は、最初に分野別実務修習を行い、その後に選択型実務修習及び司法研修所における集合修習を行うものとする。選択型実務修習と集合修習の順序は、別に定める。

第4 （成績評価）

- 1 成績評価においては、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力等を基本的な評価の観点とする。
- 2 分野別実務修習においては、分野ごとに4段階（優、良、可、不可）の評価とし、集合修習では、科目ごとに6段階（優、良上、良、可、可下、不可）の評価とする。
- 3 選択型実務修習の成績評価は、別に定める。

第5 （実務修習及び集合修習の連携）

司法研修所と、各配属庁会の指導担当者とは、相互に緊密に連絡を取り、また司法修習の指導の在り方に関する協議会を開くこと等により、実務修習と、集合修習が相互により有機的に連携するものとなるよう配慮する。

第6 (司法修習生指導連絡委員会)

配属庁会においては、司法修習生の指導に関して相互に連絡を取り、また司法研修所と緊密な連携を保つため、配属地ごとに司法修習生指導連絡委員会を設ける。

司法修習生指導連絡委員会は、修習の効果を上げるため、分野別実務修習の内容、順序、選択型実務修習の実施、修習に関する費用の使用方法等について連絡協議する。

第2章 実務修習

第1 (分野別実務修習)

- 1 分野別実務修習は、実務家の個別的指導の下で実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ個別修習を中心とする。
- 2 分野別実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護の各分野について、それぞれ2箇月ずつ行う。
- 3 分野別実務修習においては、例えば次のような指導上の工夫を行い、質、量共に修習の実が上がるように配慮する。
 - ・ 指導内容を、法曹に共通して必要とされる基本的な能力の養成に焦点を絞る。
 - ・ 当該分野の修習に支障を来さない範囲で、他の分野で修習した特定の事件についてその後の進行状況に応じて継続して修習させるなどして、一つの事件を継続して修習できるようにする。
- 4 各分野の指導は、法科大学院における教育により修得された法律に関する実務の基礎的素養を踏まえ、次に掲げることを中心に行う。

・ 裁判

ア 指導目標

具体的事件に関する審理、判断等につき、裁判官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、裁判官としての在り方及び心構え並びに裁判実務の実情について理解させる。

イ 指導方法

民事、刑事とも、通常第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を修習させる。

民事裁判においては、口頭弁論期日等、検証、証拠保全等の手続、合議等を傍聴させ、事件の各手続における実体法上及び手続法上の問題点を検討させるほか、判決書等裁判文書を起案させて、講評を加えるなどして、適正かつ迅速な裁判を実現するための標準的な民事裁判実務を学ばせる。

刑事裁判においては、公判、その準備のための諸手続、合議等を傍聴させ、事案に応じ、事件の問題点を検討、報告させるほか、判決書等裁判文書を起案させて、講評を加えるなどして、適正かつ迅速な刑事裁判を実現する意義を理解させ、そのための方策を学ばせる。

家庭裁判所における家事事件及び少年事件についても、傍聴、講義、見学その他適当な方法により指導する。

- ・ 検察

- ア 指導目標

具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに、検察官の使命と役割、検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させる。

- イ 指導方法

事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及び取調べの要領を中心に指導する。事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とする。公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導する。

- ・ 弁護

- ア 指導目標

具体的事件の取扱いについて弁護士の立場で修習することを通じて、民事及び刑事弁護の全般にわたり、弁護士として必要な基本的知識と技法を体得させるとともに、弁護士の使命、職責及び職務について理解させる。

- イ 指導方法

弁護実務修習は、主として、配属会が選任した個別指導担当弁護士の指導による。個別指導担当弁護士は、具体的事件について、訴状、弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し、また、法廷内外の活動その他の事件処理に立ち合わせてその問題点について解説するなどして、弁護実務の実情を体験的に理解させる。

5 各分野別実務修習の具体的な指導内容、指導方法は、別に定める。

第2 (選択型実務修習)

- 1 選択型実務修習は、配属庁会等において、司法修習生の主体的な選択により、分野別実務修習の成果の深化と補完を図り、又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行う。
- 2 選択型実務修習の具体的な指導内容、指導方法は、別に定める。

第3章 集合修習

第1 (集合修習の意義)

集合修習は、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨として行う。

第2 (集合修習における科目)

集合修習は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目を中心として指

導する。

第3 (クラス担任制)

集合修習は、5科目の教官がそれぞれクラスを担当するクラス担任制で行う。

第4 (集合修習の指導の指針)

- 1 集合修習においては、実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心とする。使用する教材は、修習の総仕上げとするにふさわしいものとする。

法律文書そのものだけでなく、指導内容に応じて法律上の問題点について調査した書面の起案を求めたり、司法修習生が積極的、主体的に修習に取り組めるようにしたりするなどの指導上の工夫をする。

- 2 民事系、刑事系における各科目間のカリキュラムの連携、共通化を図り、有機的関連を高めるようにする。

第5 (各科目の指導目標)

各科目の指導は、次に掲げることを中心として行い、具体的な指導内容、指導方法は、別に定める。

1 民事系科目

ア 民事裁判

要件事実論を実践的、多角的に用いる能力と事実認定能力を体系的に修得させるとともに、結論を説得的に表現する能力をかん養し、標準的な訴訟運営の在り方を修得させる。

イ 民事弁護

弁護実務に直結した民事訴訟の基本的な知識と技法を体系的に修得させ、民事訴訟関連実務に対する理解も深めさせるとともに、法律実務家としての活動開始を目前に控えた司法修習生に対し、弁護士の使命と職責や弁護士倫理の重要性を十分に認識させ、その職務の遂行に必要な能力を修得させるため、総合的な指導を行う。

ウ 民事共通

- ・ 民事に関する多様な法分野及び諸制度についての汎用性のある知識を習得させる。
- ・ 民事訴訟の実務処理上の問題点や民事訴訟における法曹倫理等について、民事裁判、民事弁護それぞれの立場から複合的、多角的な指導を行う。

2 刑事系科目

ア 刑事裁判

刑事裁判における事実認定及び訴訟手続を中心として総合的・体系的な修習指導をし、事実認定の基本的な手法と標準的な刑事訴訟手続に関する実務的な知識及び理論を修得させる。

イ 検察

検察実務に関する知識、経験等を体系的に結合させて、検察実務に関する総合的指導を行い、法曹に共通して必要な基本的知識及び技法修得の仕上げを期する。

ウ 刑事弁護

事案の分析，証拠の評価，捜査・公判の各場面における弁護活動について，適正手続の理念にのっとったより高度な実務能力を総合的・体系的に修習指導し，刑事手続（少年事件を含む。）における弁護士の使命と職責，弁護士倫理の重要性を理解させ，その職務の遂行に必要な能力を修得させる。

エ 刑事共通

その性質上，刑事裁判，検察及び刑事弁護において共同して指導することにより成果が期待できる事柄について，刑事共通科目として指導する。

3 その他

複数の科目で共同して指導することによる成果が期待される分野について，共通科目として指導することができる。

分野別実務修習における各分野の指導準則

この準則は、司法修習生指導要綱（甲）第2章第1の5の規定を受け、分野別実務修習における各分野の具体的な指導方法等を定めるものである。

各実務修習庁会は、各庁会の実情に応じて、本準則に基づき修習指導する。

第1 裁判

1 指導方法

計画的かつ統一的な指導を行い、実務修習の効果を上げるため、次の要領に従って、配属庁の実情に応じた具体的な指導計画を作成する。

- (1) 司法修習生は原則として部に配属し、できる限り複数の裁判官の指導を受けられるように配慮する。単独事件のほか、合議事件についても修習させ、事件の係属状況によっては、他の部の事件について修習させることも考慮する。
- (2) 指導計画の作成、各配属部間の連絡調整等を担当する全般的な指導担当の裁判官を修習指導官として定める。
- (3) 各配属部の裁判官は、修習指導官と適宜協議を行い、各配属部間の指導の統一を図るとともに、指導方法の研究及び向上に努める。
- (4) 司法修習生が民事部に配属されている期間における刑事裁判修習、刑事部に配属されている期間における民事裁判修習についても、配属庁の実情に応じて機動的に対処できるように配慮する。

2 指導の範囲及び方針

- (1) 指導に当たっては、次の各点に配慮する。

ア 法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携し、具体的な事件に関する審理、判断等につき、裁判官の立場で修習することを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することに重点を置き、裁判実務における技術的、形式的な事項の指導は、法曹として理解しておくべき基本的な事柄にとどめるようにする。

イ 指導に当たっては、司法修習生同士で討議をさせ、司法修習生に随時発問して意見を述べさせ、司法修習生からの質問に応答する機会をできるだけ設けるなどして、司法修習生の積極的、主体的取組を引き出すように配慮する。

ウ 配属庁の実情に応じて、実務修習の趣旨に即した適当な方法、例えば、実務修習への導入のための講義、問題研究等による合同修習の機会を設けることも考慮する。

- (2) 上記のほか、民事裁判については、次の要領による。

ア 通常訴訟の第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させるようにする。

イ 口頭弁論を傍聴させ、弁論準備、和解に立ち会わせるほか、検証、証拠保全等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け、また、合議を傍聴させるなどして民事裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに、事件の各手続における実体法上及び手続法上の問題点を検討させることにより、適正かつ迅速な裁判を実現するための標

準的な民事裁判実務を学ばせる。

ウ 事案に応じ、判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせて指導し、また、事件の争点及び争点に関する事実認定の要点を簡潔に記載した書面を複数の司法修習生に起案させ、これを基に討論させて指導するようにする。

エ 民事保全事件、民事執行事件等についても、配属庁の実情に応じて、傍聴、講義その他適当な方法により、実務上の基礎的知識を修得させるように配慮する。

(3) 上記(1)のほか、刑事裁判については、次の要領による。

ア 通常第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させる。

イ 公判を傍聴させるほか、公判前整理、事前準備、期日間準備、期日外の証人尋問等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け、また、合議を傍聴させるなどして刑事裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに、適正かつ迅速な刑事裁判を実現する意義を理解させ、そのための方策を学ばせる。

ウ 事案に応じ、判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせるほか、事実認定上、法律上の問題点や量刑等について検討した結果を書面又は口頭で報告させ、これに講評を加えるなどして指導する。

エ 令状事件等についても、配属庁の実情に応じて、傍聴、講義その他適当な方法により、実務上の基礎的知識を修得させるように配慮する。

(4) その他

ア 家庭裁判所における家事事件及び少年事件についても、傍聴、講義、見学その他適当な方法により、実務の事件処理の実情を理解させる。その期間は、両者を通じ、原則として5日間とするが、配属庁の実情に応じて、先に講義等を実施した上で、訴訟、審判、調停、調査等の修習に適した手続がある際に傍聴させるなど、機動的な対処をすることも考慮する。

イ 裁判官以外の裁判所職員の事務についても、講義、見学等を実施し、裁判所全体の機構と活動状況を理解させるように努める。特に、調書作成事務や審理充実事務等の裁判所書記官事務についての実情を理解させるように配慮する。

第2 検察

1 指導方法

配属庁は、指導担当検察官を定め、一定の指導計画のもとにその指導に当たる。

また、各検察庁の実情に応じて、指導担当検察官との連携のもと、それ以外の検察官を司法修習生の指導に当たらせることができる。

2 指導の範囲及び方針

(1) 指導に当たっては、法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携し、実際の事件の捜査・処理、公判立会その他の検察事務について、検察官の立場で修習することなどを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することを主眼とし、その際、形式的・技術的な事項の指導は基本的なものにとどめ、検察官として必要な心構えを理解させることを心掛ける。

(2) 事件の捜査については、事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方、証拠収集及

び取調べの要領を中心に指導する。

- (3) 事件の処理については、事案の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、事件報告の要領、起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し、法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とする。
- (4) 公判の立会については、検察官の公判立会を傍聴させるほか、立証方針の策定、提出証拠の整理、裁判所に提出する書面の作成、尋問技術など、公判立会の要領を指導する。
- (5) その他、必要に応じて、裁判所及び弁護士との連絡、関係機関との連携協力等について、適宜その要領を指導する。
- (6) 上記(1)から(5)について指導するため、検察官の活動、検察事務等に関する講義、検察実務に関する研究会等の合同修習を行う。

第3 弁護

1 指導方法

- (1) 弁護実務修習は、主として、配属会が選任した個別指導担当弁護士（以下「担当弁護士」という。）の指導による。担当弁護士は、具体的事件について、訴状、弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し、また、法廷内外の活動その他の事件処理に立ち会わせてその問題点について解説するなどして、弁護実務の実情を体験的に理解させる。
- (2) 配属会の司法修習委員会と担当弁護士は、緊密に連絡協議し、指導方法の研究及び向上に努める。

2 指導の範囲及び方針

- (1) 指導に当たっては、法科大学院における教育内容を踏まえた上で、司法研修所における集合修習と連携するとともに、民事弁護と刑事弁護の修習を適切に配分し、弁護士の立場で具体的な事件処理を修習することを通じて、法曹として必要な基本的能力を養成することに重点を置き、さまざまな分野における弁護実務の基礎的な事柄を体得させるように努める。
- (2) 指導の範囲は、上記の指導方法に留意しつつ、配属会及び担当弁護士の実情に応じて、弁護士倫理及び公益活動のほか、おおむね次の事項について、司法修習委員会及び担当弁護士が適宜定める。

A 民事弁護

- ア 民事保全、民事執行を含む訴訟活動
- イ 民事調停、家事調停、審判等における活動
- ウ 法律相談、交渉、契約書起案、倒産処理等の訴訟外活動

B 刑事弁護

- ア 起訴前弁護活動（接見交通等を含む。）
- イ 第一審・上訴審公判における弁護活動
- ウ 刑事事件における各種書面の起案
- エ 少年事件における付添人活動

- (3) 配属会の司法修習委員会は、修習内容の質的及び量的な調整を図るため、配属会の実情に応じ適宜講義、討論等の合同修習を行う。